

平成18年(行ウ)第467号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件
平成19年(行ウ)第224号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件
平成20年(行ウ)第108号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件


原告 原田 学ほか105名

被告 東京都, 国 (処分をした行政庁: 関東地方整備局長)

準備書面(7)

平成20年12月24日

東京地方裁判所民事第2部 御中

被告国指定代理人 中 井 公 哉 

名 島 亨 卓 


田 中 均 弥 

増 田 勝 義 

望 月 一 範 (代) 

重 田 裕 彦 (代) 

広 瀬 行 久 (代) 

山 影 一 茂 (代) 

渡	邊	浩	司 <small>(代)</small>
淡	中	泰	雄 <small>(代)</small>
戸	田		崇 <small>(代)</small>
東		智	徳 <small>(代)</small>
尾	上	佑	介 <small>(代)</small>
大	室	史	武 <small>(代)</small>
井	出	佳	春 <small>(代)</small>
遠	藤	正	明 <small>(代)</small>
古	谷		靖 <small>(代)</small>
三	好	七	月 <small>(代)</small>
赤	星	健 太 郎	<small>(代)</small>
小	幡		宏 <small>(代)</small>
千	葉	直	志 <small>(代)</small>

平成20年12月10日の口頭弁論期日において、原告らの求釈明を踏まえ、裁判所から釈明が行われた事項すなわち本件各答弁書における主張と被告国の平成20年12月10日付け準備書面(6) (以下「被告国準備書面(6)」という。)における主張との関係について、被告国は、本書面により回答する。

なお、略語等は従前の例による。

- 1 原告らは、被告国の平成18年11月20日付け答弁書(平成18年(行ウ)第467号)第3の2(2)イ(7ページ)、平成19年6月25日付け答弁書(平成19年(行ウ)第224号)第3の2(2)イ(7ページ)及び平成20年4月18日付け答弁書(平成20年(行ウ)第108号)第3の2(2)イ(5ページ)において、「連続立体交差化の都市計画決定は、昭和39年にされた都市計画決定である。」と主張したことと、被告国準備書面(6)第2の1(1)(7ページ)において、「連続立体交差化事業が昭和39年決定において決定されたのか、平成5年変更によるのかということは、本件訴訟の争点とは全く無関係である。」と主張したこととが矛盾する主張をするものと理解するようである。
- 2 しかしながら、両者は、主張の次元を異にするものであるから、矛盾する関係にはない。

(1) すなわち、上記各答弁書における主張は、連続立体交差化の都市計画決定が、昭和39年にされた都市計画決定であることを主張するものであるところ、平成20年12月10日の口頭弁論期日より前の口頭弁論期日において、原告らは、被告国に対し、上記各答弁書における主張が誤っているとして、これを引き続き維持するのか、撤回するのかの回答を求めた。これに対し、被告国の回答すなわち上記被告国準備書面(6)第2の1(1)(7ページ)における主張は、この点が本件訴訟の争点とは無関係であると主張するものであって、要するに、本件訴訟の争点と関係がない以上、上記原告らの求めに回答する必要がないと主張するものである。

- (2) なお、念のため、付け加えると、被告国準備書面(6)第2の1(3)(8ページ)のとおり、本件鉄道事業は、「平成15年決定(なお、従前の略語に従えば、ここは、「平成15年変更」が正しいので、被告国準備書面(6)第2の1(3)の同引用部分の「平成15年決定」は「平成15年変更」と訂正する。)により変更された9号線都市計画決定を基礎」とした事業認可に基づく事業であるから、本件鉄道事業認可の適法性や適合性等を判断する上で対象となる都市計画は、平成15年変更に係る9号線都市計画決定であって、これ以外の決定ないし変更は、事業区間を異にし又は地下式を前提としない等の点において、本件鉄道事業認可の適法性や適合性等を判断する対象とはならないと述べているにすぎないのである。
- 3 以上のとおりであるから、上記各答弁書における主張と上記被告国準備書面(6)における主張とは、何ら矛盾はない。